

消費者庁 同時発表

平成 25 年 6 月 18 日

## 株式会社テラモトが製造したモップ絞り器のリコール(製品交換)

株式会社テラモトが製造したモップ絞り器について、当該製品のバネの金属片が飛び負傷する重大製品事故が発生しました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成 25 年 6 月 7 日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたものです(管理番号 A201300169)。

当該事故の原因は調査中ではありますが、当該製品のバネ(踏み込みペダルを離した際にローラーを戻すための部品)を固定し保護するための底面樹脂部が使用の際に摩耗したことでバネが破断し、事故に至ったものと考えられます。

このため、株式会社テラモトでは、事故の再発防止を図るため、本日から対象製品について製品交換を実施します。

経済産業省としましては、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製造事業者の行う製品交換を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

## 1. 事故事象及び再発防止策について

## (1)事故事象について

株式会社テラモトが製造したモップ絞り器について、当該製品が破損し使用者が負傷する重大製品事故が発生しました。重大製品事故が発生し、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は 1 件です(管理番号 A201300169)。

当該事故の原因は調査中ではありますが、当該製品のバネ(踏み込みペダルを離した際にローラーを戻すための部品)を固定し保護するための底面樹脂部が使用の際に摩耗したことでバネが破断し、事故に至ったものと考えられます。

## (2)再発防止策について

株式会社テラモトは、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページへの情報掲載を行うとともに、判明顧客への連絡や販売店での店頭告知を順次実施し、対象製品について製品交換を実施します。

## 2. 対象製品:製品概要、対象製品の外観及び確認方法

## (1)商品名、品番、JAN コード、販売期間、対象台数

商品名	品番	JAN コード	販売期間	対象台数
エール スクイザー B型及びC型	CE-440-100-0 CE-440-000-0	4904771391106 4904771199603	平成 5 年 2 月～ 平成 25 年 5 月	平成 18 年 2 月以降 販売の対象台数 は、15, 393 台。 それ以前は、販売記 録が保存されていな いため不明。

## (2)対象製品の外観及び確認方法

製品名・品番は製品横に貼り付けられています。剥がれてしまった場合は、下の写真のとおり、底面に事業者名の刻印があります。

エアースクイザーB型  
バーコードラベル



エアースクイザーC型  
バーコードラベル



エアースクイザーB型  
エアースクイザーC型  
裏面 刻印表示

家庭用品品質表示法に基づく表示  
原料樹脂 ポリプロピレン  
耐熱温度 120度  
耐冷温度 -20度  
容量 18.5ℓ  
取扱い上の注意  
1. 火のそばにおかないで下さい。  
2. たわし又はみがき粉でみがくとキズが付くことがあります。  
表示者 株式会社テラモト



### 3. 事業者の対応

製品交換を実施します。

### 4. 事業者の告知

- ・判明顧客への連絡 :平成 25 年 6 月 7 日(金)随時
- ・ホームページへの掲載 :平成 25 年 6 月 18 日(火)
- ・販売店での店頭告知 :平成 25 年 6 月下旬予定

### 5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。

### 6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

株式会社テラモト

- ・電話番号:06-6541-3333
- ・受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く月~金曜日)
- ・ホームページ:<http://www.teramoto.co.jp/kaishu.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)  
商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室長 阿由葉  
担当:宮下、坂田、長沼  
電話:03-3501-1511(内線:4311)  
03-3501-1707(直通)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300169	平成25年5月16日	平成25年6月3日	モップ絞り器	CE-440-000 エールスクイ ザーC型	株式会社テラモト	重傷1名	当該製品を使用中、バネの金属片が飛び、負傷した。 事故原因は、調査中ではありますが、当該製品のバネ(踏み込みペダルを離した際にローラーを戻すための部品)を固定し保護するための底面樹脂部が使用の際に摩耗したことでバネが破断し、事故に至ったものと考えらる。	広島県	6月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの  6月18日からリコールを実施